

山梨県公報

第二千五百八十四号

平成二十八年

二月二十九日

月 曜 日

目次

- 救急病院等の認定……………一〇九
- 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定……………一〇九
- 保安林の指定施設要件の変更予定(二件)……………一〇九
- 道路の区域変更……………一一〇
- 建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定……………一一〇

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………一一一
- 農用地利用配分計画の認可……………一一二
- 公共測量の終了……………一一三
- 開発行為に関する工事の完了について……………一一四
- 都市計画の変更図書の縦覧……………一一四
- 平成二十八年二級建築士試験の実施……………一一四
- 平成二十八年木造建築士試験の実施……………一一五

告 示

山梨県告示第六十二号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十八年二月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 救急病院の名称及び所在地

名 称	所 在 地
社団医療法人峡南会 峡南病院	南巨摩郡富士川町鯉沢千八百六番地

二 認定期限

平成三十一年二月二十六日

山梨県告示第六十三号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

平成二十八年二月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定する区域 上野原市上野原字大塚九百四十四番二の一部
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

山梨県告示第六十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である。

平成二十八年二月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所 都留市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、都留市(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 三 変更後の指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十八年二月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 韮崎市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

1 次図の森林については、主伐は、択伐による。

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十八年三月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 箕輪須玉線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
---	---	------	-----------------	--------------

北杜市須玉町穴平字夏目原一七二三番地先から
 北杜市須玉町穴平字柳坪一五七八番地先まで

	新	旧
	五・二 一八・二	四・七 九・三
		一二九・一
		一二九・一

山梨県告示第六十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第七条の三第一項第二号及び第六項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定し、平成二十八年四月一日以後に法第六条第一項の規定により確認の申請書を提出する建築物及び法第六条の二第一項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物について適用し、建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定（平成二十三年山梨県告示第六十号）は、廃止する。ただし、同日前に法第六条第一項の規定により確認の申請書を提出した建築物及び法第六条の二第一項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物については、なお従前の例による。

平成二十八年二月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 中間検査を行う区域

県内全域（甲府市の区域を除く。）

二 中間検査を行う建築物

一の建築物（法第七条の三第一項第一号に規定する工程を含む工事に係る建築物を除く。）における新築、増築又は改築に係る部分が次のいずれかの規模に該当する建築物

- 1 階数が三以上となるもの
- 2 述べ面積が五百平方メートルを超えるもの

三 中間検査を行う建築物の構造並びに特定工程及び特定工程後の工程

次の表のとおりとする。なお、特定工程及び特定工程後の工程は、一の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った工区の工事の工程に係るものとする。

中間検査を行う建築物の構造	主たる構	主たる構	主たる構	主たる構	主たる構	主たる構
造が鉄骨	造が鉄骨	造が鉄骨	造が木造	造がプレ	造が上記	
鉄筋コン	鉄筋コン	コンクリ		キャスト	に掲げる	

特定工程後の工程	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆工事、外装工事（屋根ふき工事を除く。）及び内装工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆うコンクリートを打ち込む工事	特定工程の配筋を覆うコンクリートを打ち込む工事	構造耐力上主要な軸組及び耐力壁を覆う外装工事（屋根ふき工事を除く。）及び内装工事	特定工程の屋根版又は床版と壁の相互を接合する部分及び内装工事を除く。）	階数が一の場合の外装工事（屋根ふき工事を除く。）	階数が一の場合の外装工事（屋根ふき工事を除く。）
特定工程	鉄骨部の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	鉄骨部の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	階数が一の場合には、屋根版の配筋工事、階数が二以上の場合は鉄筋コンクリート造の部分において、初めて工事を施工する階の直上の階の主要構造部である床版の配筋工事	屋根の小屋組工事及び耐力壁工事	階数が一の場合には、屋根版の取付工事、階数が二以上の場合は、初期工事を施工する階の直上の階の主要構造部である床版の取付工事	階数が一の場合には、屋根版の取付工事、階数が二以上の場合は、初期工事を施工する階の直上の階の主要構造部である床版の取付工事	階数が一の場合には、屋根版の取付工事、階数が二以上の場合は、初期工事を施工する階の直上の階の主要構造部である床版の取付工事
クリート造	クリート造	クリート造	クリート造	クリート造	クリート造	クリート造	クリート造
組工法又は枠組壁工法	組工法又は枠組壁工法	組工法又は枠組壁工法	組工法又は枠組壁工法	組工法又は枠組壁工法	組工法又は枠組壁工法	組工法又は枠組壁工法	組工法又は枠組壁工法
構造以外のもの	構造以外のもの	構造以外のもの	構造以外のもの	構造以外のもの	構造以外のもの	構造以外のもの	構造以外のもの

備考 主たる構造とは、一の構造はその構造とし、二以上の構造を併用している場合はそれぞれの構造で区画された部分の床面積の合計のうちその床面積の合計が最大のものをいう。ただし、その最大のものが二以上となる場合は、初めて特定工程に係る工事を終えた部分の構造を主たる構造とみなす。

四 適用の除外
 法第十八条又は第八十五条の規定の適用を受ける建築物、法第六十八条の十第一項に規定する型式適合認定を受けた建築物の部分（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三百三十六条の二の十一第一号に掲げるものに限る。）を有する建築物及び法第六条第一項の規定により確認の申請書を提出する建築物又は法第六条の二第一項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物であつてその建築主が地方公共団体であるものについては、この告示の規定は、適用しない。

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年二月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 申請のあつた年月日 平成二十八年二月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人山梨県サッカースクール連盟

2 代表者の氏名 衣川 哲史

3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市富士見二丁目十番十二号 上田アパート百

一号

4 定款に記載された目的

この法人は山梨県においてサッカースクール同士での交流を深めることで合同練習や練習試合の機会を増やし、すべての子供たちに強いサッカー選手となるチャンスを与えられる環境を作ることと、子供たちの健全な育成、健康づくりに貢献することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十八年二月二十二日から同年四月二十一日まで

● 農用地利用配分計画の認可
 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により、公告する。

平成二十八年二月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 農用地利用配分計画

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	居住し、又は所在する市区町村	所 在	面積（平方メートル）
塚原 信一	甲府市	甲州市勝沼町上岩崎字鞍掛二千九百九十八番一外六筆	六、三三八
堀内 治	富士吉田市	富士吉田市上吉田字大久保二千六十一番外一筆	四、〇五一
秋山 英治	都留市	都留市鹿留字久保三百九十六番外四筆	四、二九二
株式会社ローソンファーム 山梨	山梨市	甲州市塩山下塩後字横堰下三十三番外一筆	一、三三二
馬場 登路	山梨市	山梨市牧丘町倉科字西田四千六百十一番外四筆	三、六七一
伏見 清	韮崎市	韮崎市大草町若尾字大坪千五百五十九番外二筆	一、一三三
		韮崎市龍岡町若尾新田字道白鳥七百十二番外九筆	五、三一九
		韮崎市龍岡町若尾新田字	七、五七八

福山 恵美子	北杜市	海老島九十三番外九筆	
渡邊 憲政	北杜市	韮崎市大草町上條東割字坂下千七百二十六番五外九筆	五、二五〇
塩澤 林	南アルプス市	韮崎市大草町若尾字大坪九百八十番外九筆	九、〇九二
		韮崎市大草町若尾字高芝原千四百六十八番外九筆	四、五一〇
		韮崎市神山町武田字坂下千二百四十一番八十四外九筆	七、六八六
		韮崎市神山町武田字林崎百四十八番二外九筆	六、二三二
		韮崎市神山町武田字林崎百五十九番外九筆	六、九九六
		韮崎市神山町武田字下北原七百九番一外九筆	六、七〇七
		韮崎市神山町武田字坂下千二百二番一外一筆	七六二
		南アルプス市落合字御崎二千二百六十五番一	一、三二五
		北杜市高根町蔵原字宮の前千六百八番一外一筆	一、〇八一
		韮崎市穂坂町宮久保字北原三千七百七十五番外二筆	二、〇二九

中巨摩東部農業協同組合

甲斐市

中央市下河東字向河原七十七番一外五筆

二、五一六

中央市上三條字馬洗八百四十六番外七筆

一〇、四一八

中央市成島字中田千四百四十三番一外一筆

一、九二八

中央市下河東字西河原二千六百五十番三

八四〇

中央市成島字二又七百七十三番一外八筆

八、九五二

中央市成島字前田千七百七十六番

一、八三四

中央市上三條字河原九百六十二番外四筆

五、四四四

中央市成島字二又八百九十番外四筆

七、三〇〇

笛吹市一宮町北都塚字伊勢田五百六十二番外三筆

七、〇八一

笛吹市一宮町小城字砂原八百六十六番一

一、三〇八

笛吹市御坂町金川原字並塚千三百二十九番

五六二

笛吹市一宮町末木字薬師堂三百三十六番外一筆

一、五〇〇

小林 信一

笛吹市

笛吹市八代町竹居字大門

二、四一八

岡田 希

笛吹市

笛吹市御坂町井之上字天神前千三百三十一番一外一筆

一、二六六

若杉 隆弘

笛吹市

笛吹市一宮町小城字横田二百六十四番一

六七一

向山 敏

甲州市

甲州市塩山竹森字田沢九百五番外十七筆

二、八八一

油井 弘

甲州市

甲州市勝沼町上岩崎字上大切千六百九番一

三八二

数野 真澄

甲州市

甲州市勝沼町上岩崎字大坂千三百三十一番一外三筆

一、一五五

川崎 浩

甲州市

山梨市大工字中村田四百三十二番一外四筆

一、五九二・三七

(詳細は、省略し、その関係書類を山梨県農政部農村振興課に備え置いて縦覧に供する。)

二 認可年月日

平成二十八年二月二十三日

● 公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により昭和町から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年二月二十九日

山梨県知事 後 藤 斎

一 測量の種類 公共測量(空中三角 地上画素寸法十二センチメートル、数値地形図データ作成 地図情報レベル千)

二 測量の地域 中巨摩郡昭和町

三 測量の期間 平成二十七年十月二十六日から平成二十八年二月十日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年二月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

南都留郡山中湖村山中字杏木道下九四七の一の一部並びに字荻塚一〇〇四の一部の区域。

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南都留郡忍野村忍草字古馬場三千五百八十番地 ファナック株式会社 代表取締役副社長 経営総括本部長 権田 与志広

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により韮崎市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成二十八年二月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 都市計画の種類

韮崎都市計画道路の変更

（三・五・五 南下条北下条線外四路線）

二 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

● 平成二十八年二級建築士試験の実施

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、平成二十八年二級建築士試験を次のとおり実施する。なお、試験の実施に関する事務は、同法第十五条の六第一項の規定により、山梨県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成二十八年二月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 試験日時

1 学科の試験

平成二十八年七月三日（日）午前十時から午後五時十分まで

2 設計製図の試験

平成二十八年九月十一日（日）午前十一時から午後四時まで

二 試験場所

甲府市酒折二丁目四番五号 山梨学院大学

三 受験申込み手続

1 郵送による受験申込み

（一）郵送による受験の申込みは、次の(1)又は(2)に該当する者に限り行うことができる。

(1) 過去に二級建築士試験を受験したことがある者のうち、当該二級建築士試験の受験票又は可否の通知書を提出することができる者

(2) 勤務地、居住地等が離島等であることその他やむを得ない事情により直接申込みができない場合で、勤務先の証明書又は住民票を提出することができる者

受験申込み受付期間

平成二十八年三月十四日（月）から同月二十九日（火）まで

（三）受験申込み方法

（四）の提出先に受験申込書その他別に案内する書類を簡易書留により郵送すること（平成二十八年三月二十九日までの消印のあるものに限る。）

（四）受験申込書の請求先及び提出先

〒一〇二一〇〇九四 東京都千代田区紀尾井町三番六号紀尾井町パークビル

公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）本部

2 インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験の申込みは、平成十六年以降に二級建築士試験の受験を申し込んだことのある者のうち、受験の申込みに必要な個人情報についてあらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

（一）受験申込み受付期間及び時間

平成二十八年三月二十二日（火）午前十時から同月二十九日（火）午後四時まで

で

（二）受験申込み方法

センターのホームページ（<http://www.jaetic.or.jp>）において必要な事項を入力し、申し込むこと。

3 受付場所への持参による受験申込み

過去に二級建築士試験を受験したことがない者又は1若しくは2に掲げる方法に

よる受験の申込みができない者は、受験申込書を(二)の提出先に持参する方法により受験申込みを行うこと。

(一) 受験申込み受付期間及び時間

平成二十八年四月七日(木)から同月十一日(月)までの毎日、午前十時から午後五時まで

(二) 受験申込書の請求先及び提出先

〒四〇〇―〇〇三一 甲府市丸の内一丁目十四番十九号 山梨県建設業協同組合会館一階 一般社団法人山梨県建築士会(以下「建築士会」という。)

なお、受験申込書は、受験者本人が持参し、提出するものとする。

四 合格者の発表

平成二十八年十二月一日(木)を予定している。なお、学科の試験については、同年八月二十三日(火)を予定している。

五 その他

1 設計製図の試験の課題は、平成二十八年六月八日(水)頃からセンターの各支部及び建築士会の事務所に掲示する予定である。また、学科の試験当日に、試験場に掲示する。

2 詳細については、センター(電話〇三一六二六一―三三三〇)に問い合わせること。

● 平成二十八年木造建築士試験の実施

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十三条の規定により、平成二十八年木造建築士試験を次のとおり実施する。なお、試験の実施に関する事務は、同法第十五条の六第一項の規定により、山梨県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成二十八年二月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 試験日時

1 学科の試験

平成二十八年七月二十四日(日) 午前十時から午後五時十分まで

2 設計製図の試験

平成二十八年十月九日(日) 午前十一時から午後四時まで

二 試験場所

甲府市酒折二丁目四番五号 山梨学院大学

三 受験申込み手続

1 郵送による受験申込み

(一) 郵送による受験の申込みは、次の(1)又は(2)に該当する者に限り行うことができる。

(1) 過去に木造建築士試験を受験したことがある者のうち、当該木造建築士試験の受験票又は合否の通知書を提出することができる者

(2) 勤務地、居住地等が離島等であることその他やむを得ない事情により直接申込みができない場合で、勤務先の証明書又は住民票を提出することができる者

(二) 受験申込み受付期間

平成二十八年三月十四日(月)から同月二十九日(火)まで

(三) 受験申込み方法

(四)の提出先に受験申込書その他別に案内する書類を簡易書留により郵送すること(平成二十八年三月二十九日までの消印のあるものに限る。)

(四) 受験申込書の請求先及び提出先

〒一〇二―〇〇九四 東京都千代田区紀尾井町三番六号紀尾井町パークビル 公益財団法人建築技術教育普及センター(以下「センター」という。)本部

2 インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験の申込みは、平成十六年以降に木造建築士試験の受験を申し込んだことのある者のうち、受験の申込みに必要な個人情報についてあらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

(一) 受験申込み受付期間及び時間

平成二十八年三月二十二日(火) 午前十時から同月二十九日(火) 午後四時まで

(二) 受験申込み方法

センターのホームページ(<http://www.jaiec.or.jp>)において必要な事項を入力し、申し込むこと。

3 受付場所への持参による受験申込み

過去に木造建築士試験を受験したことがない者又は1若しくは2に掲げる方法による受験の申込みができない者は、受験申込書を(二)の提出先に持参する方法により受験申込みを行うこと。

(一) 受験申込み受付期間及び時間

平成二十八年四月七日(木)から同月十一日(月)までの毎日、午前十時から午後五時まで

(二) 受験申込書の請求先及び提出先

〒四〇〇―〇〇三一 甲府市丸の内一丁目十四番十九号 山梨県建設業協同組

合会館一階 一般社団法人山梨県建築士会（以下「建築士会」という。）

なお、受験申込書は、受験者本人が持参し、提出するものとする。

四 合格者の発表

平成二十八年十二月一日（木）を予定している。なお、学科の試験については、同年九月六日（火）を予定している。

五 その他

- 1 設計製図の試験の課題は、平成二十八年六月八日（水）頃からセンターの各支部及び建築士会の事務所に掲示する予定である。また、学科の試験当日に、試験場に掲示する。
- 2 詳細については、センター（電話〇三―六二六一―三三三〇）に問い合わせること。